

# Weekly Report

第607日号  
令和3年6月28日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 通常国会で4月以降に成立した主な改正法等

閉会した第204回通常国会において、4月以降に成立した主な改正法等は次のとおりです。

◎**民法等の改正**……所有者不明土地の発生防止のため、不動産の所有権の登記名義人が亡くなり、相続等により所有権を取得した相続人に対して、3年以内に所有権の移転登記の申請を義務付けるなど。

◎**育児・介護休業法等の改正**……男性の育児休業取得促進のために子の出生後8週間以内の4週間まで育児休業を取得できる枠組みの創設や、妊娠・出産の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業取得の意向確認を義務付けるなど。

◎**健康保険法等の改正**……後期高齢者医療の被保険者(75歳以上)のうち、一定以上の所得(単身世帯の場合は課税所得28万円以上かつ年収200万円以上)がある方の窓口負担割合を2割に上げるなど。

◎**産業競争力強化法等の改正**……令和3年度税制改正で創設されたカーボンニュートラルに向けた投資促進税制や、デジタル技術を活用した企業変

革(デジタルトランスフォーメーション)を促進するDX投資促進税制、中小企業経営資源集約化(M&A)税制の適用の前提となる認定制度の創設など。

◎**特定商取引法等の改正**……通販の詐欺的な定期購入商法や特送り付け商法の対策強化、販売を伴う預託等取引の原則禁止など。

◎**その他**……\*憲法改正の国民投票の利便性を高める国民投票法の改正、\*安全保障上重要な土地等の利用状況の調査や利用を規制する重要土地等調査法、\*デジタル庁の設置などデジタル改革関連法、\*成年年齢引下げに伴い18、19歳の犯罪を厳罰化する少年法の改正、など。

## 令和2年分の確定申告状況(所得税、贈与税)

令和2年分の確定申告状況によると、所得税の確定申告書を提出した方は2249万3千人で、そのうち申告納税額があった方は657万2千人、還付申告を行った方は1301万4千人でした。

贈与税については、48万5千人が申告書を提出し、そのうち暦年課税を適用したのは44万6千人、相続時精算課税は3万9千人です。また、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置は6万人が申告を行い、6772億円が非課税の適用を受けています。

なお、e-Taxを利用して申告書を提出した方は、所得税で789万9千人、贈与税で21万8千人となりました。

## ★★★7月のチェックポイント★★★

※納期の特例の承認を受けている企業(従業員数が常時10人未満)の源泉所得税(1月～6月分)の申告・納付期限は7月12日(月)です。

※健保・厚年の「被保険者報酬月額算定基礎届」の提出期限は7月12日(月)です。

※「労働保険の年度更新」の申請および保険料納付等の手続き期限は7月12日(月)です。

※東京五輪の1年延長に伴う7月～8月の祝日移動を再確認し、取引先との業務日程・行政サービスの利用・夏季休業の実施などを検討します。